

障害児施設利用者負担上限額の誤決定について

障害児施設利用者負担上限額について、6月20日に医療型施設分649件中、44件の誤決定があったことを発表いたしました。

引き続き、福祉型施設分1,304件について点検・確認をおこなったところ、51件の誤決定が判明しました。

1 誤決定件数と利用者への影響

	福祉型施設分	医療型施設分 (6月20日発表分)	合計
上限額を誤決定した総件数	51	44	95
支払額に誤りが生じた総件数	35	13	48
① 上限額を低く決定したため追加支払いをお願いした案件	15 (総額 304,122円) (721円～101,592円)	7 (総額 119,880円) (1,554円～57,600円)	22 (総額 424,002円) (721円～101,592円)
② 上限額を高く誤決定したため返還を行う案件	20 (総額 135,250円) (1,900円～28,000円)	6 (総額 62,564円) (79円～40,963円)	26 (総額 197,814円) (79円～40,963円)
支払額に影響を及ぼさなかった件数	16	31	47
受給者証発行件数	1,304	649	1,953

2 経緯

◇6月21日以降

医療型施設分に引き続き、福祉型施設分1,304件すべてについて、1件ずつ利用者負担上限額の決定に必要なデータの再入力を行いながら点検・確認を行いました。これに伴い、該当する利用施設にも連絡を取り、個人ごとに施設の利用状況の調査を行いながら、利用料等の請求状況の把握に努めてきました。

◇7月26日現在

福祉型施設の「受給者証」1,304件の点検を終了し、51件の誤決定が判明しました。誤決定をした利用者及び利用施設には謝罪と経過説明をおこない、正しい受給者証を発行するとともに、実際の支払額に誤りが生じた利用者及び利用施設には、追加支払いや返還の手続きをお願いしています。

3 誤決定した原因

昨年10月の制度の開始にあたって業務マニュアルを作成し、研修を実施しましたが、利用者負担上限額の算定において、所得税などの控除対象額算出の誤りや、年齢や収入額によって使い分けるべき計算シートを間違えてしまったなどのチェックが不十分であったために生じたものであると考えています。(※前回記者発表と同様です)

4 再発防止策

受給者証の適正な発行事務の徹底を図るため、業務マニュアル等を随時わかり易いものに改定し周知するとともに、7月11日に職員研修を実施しました。

また、今年10月を目途に支給決定システムを改修するとともに、受給者証の記載内容を複数の職員で確認し、再発防止に取り組んでまいります。